

# 旅客自動車運送事業運輸規則等の一部を改正する省令等について

平成 28 年 8 月  
自動車局安全政策課  
技術政策課  
旅客課  
審査・リコール課

## 1. 背景

平成 28 年 1 月 15 日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において徹底的な再発防止策について検討が行われ、3 月 29 日に中間整理がとりまとめられたところ。

同中間整理において「速やかに講ずべき事項」とされた事項であって、実施の目途が平成 28 年夏までとされているものについて、法令面から措置を可能とするため、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成 13 年国土交通省告示第 1676 号）等について所要の改正を行うこととする。

## 2. 概要

### （1）旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正

- 運行管理者資格者証の返納命令を受けた運行管理者について、欠格期間中は、運行管理者の補助者として運行管理業務に従事できないようにする。【中間整理 別紙 1（1）⑧】
- 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込者が交付した当該事業者が当該申込者に対して支払う運送の引受けに係る手数料等の額を記載した書類を保管することとする。【中間整理 別紙 1（2）⑤】
- 旅客自動車運送事業者が作成する乗務員台帳の記載事項に、運転者の運転の経歴を追加する。【中間整理 別紙 1（3）②】

### （2）旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部改正

- 一般貸切旅客自動車運送事業者が新たに雇い入れた全ての運転者に適性診断（初任）を受診させ、運転者の運転特性を踏まえた、指導・監督の実施を義務付けることとする。【中間整理 別紙 1（3）①】

(3) 旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示（平成24年国土交通省告示769号）の一部改正

- 一般貸切旅客自動車運送事業者が運送の申込者に対して交付する運送引受書の記載事項に、当該運送に係る運賃・料金の上限・下限額を追加する。【中間整理別紙1（2）④】

(4) 道路運送車両の保安基準、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）及び道路運送車両法関係手数料規則（平成28年国土交通省令第17号）並びに関連告示（※）の一部改正

- 大型バスの車体構造の強化について【中間整理別紙1（4）⑦】

①大型バスの車枠及び車体について、国際連合の「車両等の型式認定相互承認協定」に基づく規則（協定規則）のうち、「バスの車両転覆時の車体強度に係る協定規則（第66号）」を導入する。（詳細別紙）

②①の車枠及び車体を道路運送車両法第75条の3第1項の特定装置に追加する。

③①の車枠及び車体の試験に係る手数料を35万2千円とする。

（※）「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）」、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）」、「道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成15年国土交通省告示第1320号）」及び「装置型式指定規則第5条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成13年国土交通省告示1088号）」

(5) 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年国土交通省令第26号）の一部改正

- （1）の改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととする。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布	平成28年8月下旬
施 行	平成28年11月1日（2.（1）、（3）、（5））
	平成28年12月1日（2.（2））
	公布の日（2.（4））

新	旧
国自総第446号	国自総第446号
国自旅第161号	国自旅第161号
国自整第149号	国自整第149号
平成14年1月30日	平成14年1月30日
一部改正 国自総第120号	一部改正 国自総第120号
国自旅第46号	国自旅第46号
国自整第47号	国自整第47号
平成14年6月28日	平成14年6月28日
一部改正 国自総第286号	一部改正 国自総第286号
国自旅第132号	国自旅第132号
国自整第114号	国自整第114号
平成14年10月1日	平成14年10月1日
一部改正 国自総第540号	一部改正 国自総第540号
国自旅第243号	国自旅第243号
国自整第226号	国自整第226号
平成15年3月31日	平成15年3月31日
一部改正 国自総第553号	一部改正 国自総第553号
国自旅第263号	国自旅第263号
国自整第186号	国自整第186号
平成16年3月29日	平成16年3月29日
一部改正 国自総第392号	一部改正 国自総第392号
国自旅第185号	国自旅第185号
国自整第83号	国自整第83号
平成17年12月5日	平成17年12月5日
一部改正 国自総第329号	一部改正 国自総第329号
国自旅第187号	国自旅第187号
国自整第95号	国自整第95号
平成18年9月29日	平成18年9月29日
一部改正 国自総第587号	一部改正 国自総第587号
国自旅第328号	国自旅第328号
国自整第179号	国自整第179号
平成19年3月30日	平成19年3月30日
一部改正 国自安第29号	一部改正 国自安第29号
国自旅第82号	国自旅第82号
国自整第42号	国自整第42号
平成20年6月11日	平成20年6月11日
一部改正 国自安第54号	一部改正 国自安第54号
国自旅第120号	国自旅第120号

国自整第 47号  
平成20年 9月28日  
一部改正 国自安第117号  
国自旅第194号  
国自整第 91号  
平成21年11月20日  
一部改正 国自安第 6号  
国自旅第 8号  
国自整第 6号  
平成22年 4月28日  
一部改正 国自安第170号  
国自旅第246号  
国自整第145号  
平成23年 3月31日  
一部改正 国自安第 76号  
国自旅第169号  
国自整第147号  
平成24年 4月16日  
一部改正 国自安第 34号  
国自旅第206号  
国自整第 56号  
平成24年 6月29日  
一部改正 国自安第 48号  
国自旅第223号  
国自整第 70号  
平成24年 7月18日  
一部改正 国自安第105号  
国自旅第331号  
国自整第158号  
平成24年11月22日  
一部改正 国自安第 16号  
国自旅第 14号  
国自整第 24号  
平成25年 5月15日  
一部改正 国自安第 70号  
国自旅第 82号  
国自整第 84号  
平成25年 7月26日  
一部改正 国自安第127号  
国自旅第203号

国自整第 47号  
平成20年 9月28日  
一部改正 国自安第117号  
国自旅第194号  
国自整第 91号  
平成21年11月20日  
一部改正 国自安第 6号  
国自旅第 8号  
国自整第 6号  
平成22年 4月28日  
一部改正 国自安第170号  
国自旅第246号  
国自整第145号  
平成23年 3月31日  
一部改正 国自安第 76号  
国自旅第169号  
国自整第147号  
平成24年 4月16日  
一部改正 国自安第 34号  
国自旅第206号  
国自整第 56号  
平成24年 6月29日  
一部改正 国自安第 48号  
国自旅第223号  
国自整第 70号  
平成24年 7月18日  
一部改正 国自安第105号  
国自旅第331号  
国自整第158号  
平成24年11月22日  
一部改正 国自安第 16号  
国自旅第 14号  
国自整第 24号  
平成25年 5月15日  
一部改正 国自安第 70号  
国自旅第 82号  
国自整第 84号  
平成25年 7月26日  
一部改正 国自安第127号  
国自旅第203号

国自整第148号  
平成25年8月23日  
一部改正 国自安第209号  
国自旅第343号  
国自整第243号  
平成25年12月16日  
一部改正 国自安第312号  
国自旅第623号  
国自整第398号  
平成26年3月31日  
一部改正 国自安第155号  
国自旅第229号  
国自整第239号  
平成27年11月9日  
一部改正 国自安第112号  
国自旅第153号  
国自整第161号  
平成28年9月8日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
自動車局旅客課長  
自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第7条の2 運送引受書の交付

(1)～(4) (略)

(5) 第3項の「運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類」について、年間契約等により、一定期間内の運行に係る手数料又はこれに類するものの額を定めた場合は、運行ごとに当該契約書の写しを運送引受書の写しとともに保存しなければならない。

国自整第148号  
平成25年8月23日  
一部改正 国自安第209号  
国自旅第343号  
国自整第243号  
平成25年12月16日  
一部改正 国自安第312号  
国自旅第623号  
国自整第398号  
平成26年3月31日  
最終改正 国自安第155号  
国自旅第229号  
国自整第239号  
平成27年11月9日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
自動車局旅客課長  
自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第7条の2 運送引受書の交付

(1)～(4) (略)

(新設)

## 第21条 過労防止等

(1)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置 (第6項)

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、次のいずれかの場合がこれに該当する。

イ. (略)

ロ. 高速乗合バス (道路運送法施行規則 (昭和26年運輸省令第75号) 第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するものをいう。以下この項において同じ。) 及び貸切バス (一般貸切旅客自動車運送事業の運行の用に供されるバスをいう。以下同じ。) にあつては次の「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について」で定められた条件を超えて引き続き運行する場合

② (略)

(7) (略)

## 第37条 乗務員台帳及び乗務員証

(略)

(1) 乗務員台帳の作成・記載 (第1項)

① (略)

② (略)

③ 第6号の「運転者の運転の経歴」については、運転経歴の適確な把握により、個々の運転者の状況に応じたきめ細やかな指導監督の実施を図ろうとするものであり、一般貸切旅客自動車運送事業者においては、選任する貸切バスの運転者については、以下の事項 (以下「運転の経歴」という。) を記載させること。ハ. に掲げる車種区分については、乗務する車種区分に変更を生じた場合ごと、遺漏なく記載させること。

イ. 事業者の氏名又は名称

ロ. 運転者として選任されている期間

ハ. 主に乗務する貸切バスの車種区分 (「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処

## 第21条 過労防止等

(1)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置 (第6項)

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、次のいずれかの場合がこれに該当する。

イ. (略)

ロ. 高速乗合バス (道路運送法施行規則 (昭和26年運輸省令第75号) 第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するものをいう。以下この項において同じ。) 及び貸切バス (一般貸切旅客自動車運送事業の運行の用に供されるバスをいう。以下この項において同じ。) にあつては次の「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について」で定められた条件を超えて引き続き運行する場合

② (略)

(7) (略)

## 第37条 乗務員台帳及び乗務員証

(略)

(1) 乗務員台帳の作成・記載 (第1項)

① (略)

② (略)

(新設)

理について」(平成 11 年 12 月 13 日付自旅第 128 号、  
自環第 241 号)別紙 1 (3) ①による区分をいう。)

ただし、平成 28 年 11 月 1 日以降に選任した運転者につ  
いては、過去に他の一般貸切旅客自動車運送事業者におい  
て選任された経験を有する場合には、直近に選任した事業  
者について、運転の経歴に掲げる事項を記載させること。  
この場合、他の一般貸切旅客自動車運送事業者における経  
歴については、運転者の雇入れ時に提出された履歴書(運  
転の経歴を記載したものに限る。)の写しを添付すること  
で代えることができる。また、平成 28 年 11 月 1 日前に選  
任した運転者については、同月時点からの運転の経歴を記  
載させるとともに、それ以前の運転の経歴については、積  
極的に記載することが望ましい。

なお、一般貸切旅客自動車運送事業者以外の旅客自動車  
運送事業者においても、個々の運転者の状況に応じたきめ  
細やかな指導監督の実施を図るため、運転の経歴につい  
ては、積極的に一般貸切旅客自動車運送事業者に準じて記載  
することが望ましい。

④ 第 7 号の(略)

⑤ 第 7 号の(略)

⑥ 第 7 号の(略)

⑦ 第 8 号の(略)

(2) ~ (4) (略)

第 47 条の 9 運行管理者等の選任

(1) ~ (4) (略)

(5) 第 3 項の「法第 23 条の 2 第 2 項第 1 号に該当する者」に  
ついては、平成 28 年 11 月 1 日前に選任された補助者に対  
しては、この規定を適用しない。また、その返納の対象となる  
種別の事業について補助者に選任することができないことと  
し、他の種別の事業については補助者に選任しても差し支え  
ない。

(6) ~ (9) (略)

③ 第 6 号の(略)

④ 第 6 号の(略)

⑤ 第 6 号の(略)

⑥ 第 7 号の(略)

(2) ~ (4) (略)

第 47 条の 9 運行管理者等の選任

(1) ~ (4) (略)

(新設)

(5) ~ (8) (略)

北信交旅第365号  
北信交監第183号  
北信技保第51号  
平成28年9月15日

長野運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車交通部長

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」  
の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、旅客課長及び整備課長から別紙写し（平成28年9月8日付け国自安第112号、国自旅第153号、国自整第161号）のとおり通達があったので、了知されるとともに、関係者に対して周知願います。





国自安第 112 号  
国自旅第 153 号  
国自整第 161 号  
平成 28 年 9 月 8 日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長  
(公印省略)

自動車局旅客課長  
(公印省略)

自動車局整備課長  
(公印省略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

本日付けで、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」(平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整備第 149 号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。



国自安第 1 1 2 号  
国自旅第 1 5 3 号  
国自整第 1 6 1 号  
平成 2 8 年 9 月 8 日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長  
(公印省略)

自動車局旅客課長  
(公印省略)

自動車局整備課長  
(公印省略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

本日付で、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」(平成 1 4 年 1 月 3 0 日付け国自総第 4 4 6 号、国自旅第 1 6 1 号、国自整第 1 4 9 号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

【別 添】

国自安第 1 1 2 号の 2  
国自旅第 1 5 3 号の 2  
国自整第 1 6 1 号の 2  
平成 2 8 年 9 月 8 日

公益社団法人日本バス協会会長 殿  
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿  
一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿  
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿

国 土 交 通 省  
自 動 車 局 安 全 政 策 課 長

自 動 車 局 旅 客 課 長

自 動 車 局 整 備 課 長

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、本日付けで、別添のとおり各地方運輸局（関東・近畿を除く）自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会（貴連合会）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。